

富山県生涯スポーツ協議会の加盟等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、富山県生涯スポーツ協議会会則第16条第2項の規定に基づき、富山県生涯スポーツ協議会（以下「協議会」という。）の加盟等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加盟の条件)

第2条 協議会に加盟する団体は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 本協議会会則第3条に定める目的に賛同するスポーツ・レクリエーション団体であること。
- (2) 会員数が50名を超え、新川・富山・高岡・砺波の4地区のうち、少なくとも3地区に会員がいること。
- (3) 現に役員構成が確立されており、会則ないし規約があること。
- (4) 自主財源を持ち、県内で活動している実績があること。

(会費の納入)

第3条 加盟団体は、別に定める会費を指定する期日までに納入しなければならない。ただし、理由の如何を問わず会費の返還はしない。

(資格の喪失)

第4条 加盟団体は、次の事由により資格を喪失する。

- (1) 脱会届を提出したとき
- (2) 加盟団体が解散したとき
- (3) 第6条に定める事由により失格したとき

(加盟及び脱会)

第5条 協議会に加盟しようとする団体は、別に定める様式により、加盟申請書を提出しなければならない。

2 加盟団体が脱会しようとするときは、別に定める様式により、脱会届を提出しなければならない。

(失 格)

第6条 加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会はその団体を失格させることができる。

- (1) 協議会の会則に違反する行為があったとき
- (2) 協議会の名誉を傷つけ、または協議会の目的に反する行為があったとき

(準加盟団体)

第7条 協議会の目的に賛同し、協議会への加盟を希望する県内のスポーツ・レクリエーション団体で、第2条の条件を満たさない場合は、理事会の承認を経て準加盟団体として取り扱うことができる。

2 前4条の規定は準加盟団体についてこれを準用する。この場合において、「加盟団体」とあるのは、「準加盟団体」と読みかえるものとする。

3 準加盟団体の資格の期限は、第1項で定める理事会で承認を経た日から3年を限度とする。

附 則

この規程は、平成20年5月9日から施行する。

平成27年5月8日 一部改正